

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第一部 労働者状態

第四編 賃金と労働条件

第四章 婦人・年少労働者の状態

第二節 年少労働者の状態

一九五一年、労働省婦人少年局が調査した「造船業に働く年少者」によつて、年少労働者の状態をみよう。この資料は、全国でも特に年少労働者の多い一三造船工業についての調査結果であり、いずれも労働者一〇〇〇人以上の大企業である。対象とした年少労働者は、常用工二六・八%、臨時工一・二%、大部分は技能養成工で七二%、就業部門は造船五二%、造機四三%が大部分、そして男子九八%、女子二%の性別構成をもっている。

労働状態

(イ)労働時間 一三事業場中、規定拘束時間八時間というのが一二事業場(約九二%)で大部分、残り一事業場が九時間、実労働時間は七時間～七時間一五分がやはり一二事業場で最も多く、残りの一か所が八時間となつている。しかし第137表では一七才男子臨時工の平均実労働時間は一〇時間半以上に及んでいる。

(ロ)賃金賃金の平均月額は常用工五一〇一元、臨時工四七三二元、年少労働者の大多数を占める技能養成工は四〇八八円で一番低い(第138表)。賃金階層は一五〇〇円未満から一万円未満にわたつて分布しているが、全体としては四〇〇〇円～六〇〇〇円未満の階層が約五三%で最も多く、一五才では五〇〇〇円未満、一七才では六〇〇〇円以上が各々、大部分である(第140表)。このような労働条件を中小企業に仿らく年少労働者の状態と比べてみると、中小企業においては拘束労働時間八時間半～九時間が大部分で、賃金平均月額が三九五一元であり、同じ年少労働者であっても企業規模により、その労働条件に隔段の相違のあることを示している(本年鑑第二五集第一部第四編「婦人年少労働者の状態」の項参照)。

(ハ)その他 就職の動機については家計補助と自活のためを合せて約四〇%で最も多く、技術を覚えるため約三〇%がこれに次ぐ。全体として、直接間接的に家庭経済の困難さが反映されている(第139表)。なお定時制高校、技能者養成所等への通学に関する質問では、通学しているのが九七八人中三七%、していないのが六三%となつているが、前者にしても、過労や時間的余裕がなくて通学に無理のあるものが、その中の四二%を占め、後者の理由として、身体疲労等のため行きたいが行かれないとの答えが、その中の約七六%を占めていた。

学令児童生徒の不就学

文部省調査によると、一九五一年四月～一〇月末における五〇日以上欠席の児童生徒数二四万八八三八人(在席者数の二・〇二%)のうち、経済的原因によるものは約二二・三%の五万五五

七二人に達するが、このうち女子が少し多く、中学校の「家計を負擔せねばならぬ」場合の多いのが特に目立つ(第141表)。また、これら児童生徒の労働内容をみると、「家事手伝」の場合では小学生の留守番・子守、中学生の農林業・漁業・女工日雇等が多く、出稼ぎの場合では殊に中学生の工場・旅館料理飲食店・女工日雇への勤務が目立つ(第142表)。

人身売買

この実態を労働省婦人少年局の「年少者のいわゆる人身売買事件について—第四回報告」によってみよう。これは一九五一年七月—一九五二年六月の一か年間に発生した事件の調査であるが、この間に売られた児童の数は一四八九人、前年度(一九五〇年七月—一九五一年六月)同局調査の六七四人に比較して二倍以上の増加である。性別では男子一六二人、女子一三二七人で女子が約九〇%を占め、年齢別では一七才が約四六%で最高、ついで一六才(約三〇%)一五才(約一六%)と、この三年令が全体の約九二%を占めている。売られた児童の出身地は全地域に分布しているが、栃木県が最高で山形、秋田、福島等、東北地方は依然として多く、福岡、鹿児島等の九州地方も多くなっている。受入地は福岡を最高として東京、神奈川、大阪等、都会地を中心として全国にまたがっている。出身、受入両地とも該当しない府県は一つもない(第143表)。就業職種についてみると、女子における接客婦関係の最も多いことはもとより、中でも紡績女工の八〇名(五・四%)は紡績業における労働力獲得方式の特殊性と、それに基づく「女工哀史」の存在を反映するものとして注目される。男子は大体において作男と工員・徒弟とに集中し、これらの事情から、結局、「男子は労働に、女子は売淫に」(厚生省児童福祉行政資料)が人身売買の実情であるといえる。また、これらの児童の親元の職業は、農業、日雇、無職の順で多く、この三者が全体の半数以上を占め、次いで昨年度と違って炭坑夫が増加し、漁夫が新たに加わった。これらのことは家庭の貧困と不可分離に結び合わされた人身売買が農村以外にも増加しつつあるという新しい傾向を示しているといえる。これは身売りの動機からもいい得るのであつて、警視庁発表によると、一九五二年一月—六月に管下風俗営業に従事していた身売り婦女子の動機は生活苦によるものが半数以上であつた。

前借金については僅か五〇〇円未満から五万円以上にわたっており、一万円—一万五〇〇〇円が最も多い。一万円以上のものは大体において接客婦関係が多いといわれる。

このような人身売買の取締りの根拠となる法律としては、児童福祉法、職業安定法、労働基準法、刑法、民法、昭和二二年勅令第九号等があり、立法上は完備されているといえるのではあるが、事件発生数は少しも減少せず昨年の二倍上にも増加した。この対策として具体的な動きをみると次の通りである。

一九五二年二月—四日、政府は、中央青少年問題協議会が決定した「いわゆる人身売買事件対策要綱」を基本として各関係府省に具体的措置を講ずるよう通知。

三月二四日、参議院で人身売買等の問題について質問が行われた。この月、文部省も人身売買対策等について地方教育委員会に協力を要請。中央青少年問題協議会、人身売買対策につき関係機関に協力要請。

四月二一日、衆議院行政監察特別委員会、「女子及び青少年の人身売買に関する報告書」を衆議院議長に提出、強力な立法行政措置を要望。

五月一三日、厚生省児童局長、全国民生部長会議において人身売買増加傾向に対する防止対策を指示。

これと関連して、一九五二年一二月二七日、婦人少年問題審議会は、五月三〇日に行われた労働大臣による売春問題対策についての諮問に対して、答申を行つた(「売春問題の対策に関する答申」)。審議会はこの答申において、(一)「赤線区域」といつたような売春行為を黙認する態度を排し

て、関係当局による売春の取締りを強化すること、(二)世界でも文明国とよばれる国ではすべて売春禁止令をもっている、この取締り強化のためにはぜひとも単独の売春禁止法を速やかに制定すること、(三)婦人が売春婦となる経済的精神的原因を除くため、売春婦の保護、厚生対策及び一般婦女子の転落防止対策を講ずること、(四)売春制度が男性の本能を充たすためとか一般女子を守るための必要な悪であるといった従来の観念を排し、売春問題に対して正しい世論を啓発すること、(五)基地附近の青少年に悪影響を及ぼす駐留軍基地の風紀問題について駐留軍当局及び日本政府当局による厳重な取締りを要望する、などを主張し、殊に政府が売春対策について確固とした方針を樹立するよう要望している。なお、この答申書においても問題としているが、在日米軍の売春行為についての日本からの苦情文を提出、実情調査を要求した。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
